確認検査業務手数料

（令和３年１月１日改正）

〔表第1〕建築物に関する確認申請手数料【非課税】

床面積の合計	物件種別	手数料の額
30 ㎡以内	法第６条の4該当（特例有）	7,000　円
	その他（特例無）	13,000　円
30 ㎡を超えて 100 ㎡以内	法第６条の4該当（特例有）	13,000　円
	その他（特例無）	19,000　円
100 ㎡を超えて 200 ㎡以内	法第６条の4該当（特例有）	20,000　円
	その他（特例無）	30,000　円
200 ㎡を超えて 500 ㎡以内	法第６条の4該当（特例有）	27,000　円
	その他（特例無）	40,000　円

※床面積の合計は、次の①及び②の場合を除き、申請部分の床面積の合計とする。

①計画変更の場合の床面積の合計は、申請部分の床面積の合計の二分の一とする。ただし、計画変更内容を勘案し審査業務量が 30 ㎡以内の物件に相当するとセンターが判断した物件にあっては 30 ㎡以内であるものとする。

②建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合は、当該移転、修繕若しくは模様替えに係る部分の床面積の二分の一とする。

※法第 56 条第７項の天空率審査を要する物件については、10,000 円を加算する。

※法第 20 条に係る既存不適格緩和適用審査を要する物件については、5,000 円を加算する。

※構造計算を行った構造強度に係る審査を要する物件については、10,000 円を加算する。

〔表第2〕建築物に関する中間検査手数料【非課税】

床面積の合計	物件種別	手数料の額	
		センター確認物件	他機関確認物件
30 ㎡以内	法第６条の4該当（特例有）	13,000　円	16,000　円
	その他（特例無）	19,000　円	25,000　円
30 ㎡を超えて 100 ㎡以内	法第６条の4該当（特例有）	16,000　円	22,000　円
	その他（特例無）	24,000　円	33,000　円
100 ㎡を超えて 200 ㎡以内	法第６条の4該当（特例有）	21,000　円	31,000　円
	その他（特例無）	31,000　円	46,000　円
200 ㎡を超えて 500 ㎡以内	法第６条の4該当（特例有）	28,000　円	41,000　円
	その他（特例無）	42,000　円	62,000　円

※床面積の合計は、中間検査を行う部分の床面積の合計とする。

〔表第3〕 建築物に関する完了検査申請手数料【非課税】

床面積の合計	物件種別	手数料の額	
		センター確認物件	他機関確認物件
30 ㎡以内	法第 6 条の4該当（特例有）	14,000 円	17,000 円
	その他（特例無）	21,000 円	26,000 円
30 ㎡を超えて 100 ㎡以内	法第 6 条の4該当（特例有）	17,000 円	23,000 円
	その他（特例無）	25,000 円	34,000 円
100 ㎡を超えて 200 ㎡以内	法第 6 条の4該当（特例有）	23,000 円	33,000 円
	その他（特例無）	34,000 円	49,000 円
200 ㎡を超えて 500 ㎡以内	法第 6 条の4該当（特例有）	31,000 円	44,000 円
	その他（特例無）	46,000 円	66,000 円

※床面積の合計は、次の場合を除き申請部分の床面積の合計とする。

〇建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合は、当該移転、修繕若しくは模様替えに係る部分の床面積の二分の一とする。

※法第 20 条に係る既存不適格緩和適用物件については、5,000 円を加算する。

〔表第4〕 中間検査をセンターで受けた建築物に関する完了検査申請手数料【非課税】

床面積の合計	物件種別	手数料の額
30 ㎡以内	法第 6 条の4該当（特例有）	12,000 円
	その他（特例無）	18,000 円
30 ㎡を超えて 100 ㎡以内	法第 6 条の4該当（特例有）	13,000 円
	その他（特例無）	20,000 円
100 ㎡を超えて 200 ㎡以内	法第 6 条の4該当（特例有）	19,000 円
	その他（特例無）	27,000 円
200 ㎡を超えて 500 ㎡以内	法第 6 条の4該当（特例有）	25,000 円
	その他（特例無）	40,000 円

※床面積の合計は、申請部分の床面積の合計とする。

〔表第5〕 建築設備及び工作物に関する申請手数料【非課税】

業務種別	物件種別	手数料の額	
		建築設備	工作物
確認申請	建築設備の設置、工作物の築造	18,000 円	15,000 円
	確認済証交付後の計画変更	9,000 円	7,000 円
完了検査		22,000 円	18,000 円

※ いずれも1基に対する手数料とする。

※ 他機関確認物件の完了検査手数料は、確認申請手数料の半額（千円未満は切捨）を加算する。